

神戸市北区定住促進支援金交付要綱

令和3年9月27日 北区長決定

(目的および名称)

第1条 この要綱は、神戸市北区内の大学（以下「大学」という。）に進学した学生が、卒業後も同区内に居住するとともに、神戸市内で就職した場合に、支援金を一定期間交付することによって、北区の定住者を増やすことを目的として、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該支援金等の交付等に関して必要な事項を定める。

2 この制度の名称を北区定住促進支援金制度（以下「定住促進支援金」という。）とする。

(交付対象者及び人数)

第2条 定住促進支援金の交付対象となる者は、次の各号をすべて満たす者とする。

(1) 北区内に居住している者、もしくは第6条に規定する交付者認定後の報告前に、北区内に居住を開始する予定の者

(2) 神戸市内に本社がある事業所等に就職している者、もしくは前号の報告を行う前までに就職予定の者、ただし国及び地方公共団体の職員を除く。

(3) 前各号の要件を5年以上満たす意思を有する者

(4) 大学を卒業または卒業見込みの者のうち、大学から推薦を受けている者

2 前項の要件を満たす者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象外とする。

(1) 第4条の申請を行う時点で実家が北区内にある者

(2) 前号のほか、区長が適切ではないと認める者

3 交付人数は当該年度予算により決定する。

(支援金の交付回数及び交付額)

第3条 定住促進支援金の交付回数は卒業後1年目、卒業後3年目、卒業後5年目の計3回とする。

2 支援金の交付額は、次に掲げる額を限度として予算の範囲内で交付する。

- (1) 卒業後 1 年目 2 万円
- (2) 卒業後 3 年目 5 万円
- (3) 卒業後 5 年目 10 万円

(交付者認定の申請)

第 4 条 定住促進支援金の交付を受けようとする者は、北区定住促進支援金認定申請書（様式第 1 号）に、区長が別に定める期日までに次の各号に掲げる資料を添えて区長に申請し、認定を受けなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 就職予定の会社概要が確認できる書類
- (3) 大学からの推薦書

(交付者の認定)

第 5 条 区長は第 4 条にもとづく申請があったときは、認定の可否を決定し、申請者を認定するべきと認めた場合は、速やかに認定を行い、北区定住促進支援金交付対象予定者認定書（様式第 2 号）により、申請者に通知しなければならない。

(住所並びに就職報告書の提出)

第 6 条 認定を受けた申請者（以下「認定者」という）は、5 月 31 日までに、北区定住促進支援金認定者就職報告書（様式第 3 号）を区長に提出しなければならない。

(認定内容の変更報告)

第 7 条 認定者は、交付期間内に氏名、居住地及び電話番号等を変更した場合は、変更後次回の実績報告書の提出までに新しい住所等を、北区定住促進支援金認定内容変更届出書（様式第 4 号）により区長に届出しなければならない。

(認定者の認定取消し等)

第 8 条 区長は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認める時は、前条の規定による認定を取消し、北区定住促進支援金認定取消通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

- (1) 第6条に規定する北区定住促進支援金認定者就職報告書（様式第3号）の提出日以前に、北区内での居住及び神戸市内での就職が確認できない場合
- (2) 北区外に転出した場合
- (3) 自己都合または会社都合による離職後、次項に定める基準日以前に神戸市内に本社のある事業所等に再就職できなかった場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が適切ではないと認めるとき。

2 基準日は申請年度における1月1日とする。

（交付の申請）

第9条 第3条に規定する交付時期にあたる認定者は、前条の規定による基準日以降、次項に定める期日までに、北区定住促進支援金交付申請書兼現況届（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住所が確認できる書類（基準日以降に区内居住が確認できるもの）
- (2) 在職証明書（基準日以降に証明されて、在任地が分かるもの）
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 交付申請の期日は申請年度における1月31日とする。

（交付の決定）

第10条 区長は、補助金規則第6条第3項による定住促進支援金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 北区定住促進支援金交付決定通知書（様式第7号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金規則第6条第3項による定住促進支援金の交付が不適等である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 北区定住促進支援金不交付決定通知書（様式第8号）

（支援金の請求）

第11条 第10条に規定する交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が支援金の交付を受けようとするときは、前条の交付決定通知受領後ただち

に北区定住促進支援金請求書（様式第9号）を区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに交付決定者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 区長は、補助金規則第19条により交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を北区定住促進支援金交付決定取消通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第13条 区長は、前条の規定により支援金の交付決定を取消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて北区定住促進支援金返還請求書（様式第11号）によりその返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関して必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。